

大村市政だより

今月の納税

今月は市県民税の第2期分と国民健康保険税の第3期分を納める月です。

忘れないうちに納入しておきましょう。

■昭和39年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行 ■定価1部5円
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 森 辰 男 ■印刷所 隆文社印刷所

このご老人は、鈴田の前田源吉さん。明治五年二月生れだから、当年とって満九十四才。もちろん大村市内での男性最高齢者——。非常に元気で、朝夕のぞうり造りや三キ口はなれた内倉のミカン園に草取りに出かけるのがこの人の日課。



家族は、本人と長男夫婦、孫夫婦、孫、ひい孫の十一人家族で、お正月やお盆には子、孫、ひい孫など三十人余りが集ると笑っておられた。健康法は、すききらいをせず、酒、たばこをのまず、運動をすることだとのこと。

市民手帳

▼九月十五日は「敬老の日」。ことしから「としよりの日」の名前が変って十月十日の「体育の日」とともに、国民の祝日となりました。

▼この日を中心に市内の各地で、心あたたまる敬老会が催されるでしょうが、休日になったのを機会に、この日を老人本位の家庭の日としてすごしたいものです。

▼老人福祉法が制定され老人クラブなどもでき、最近のおとしよりのちはひとむかし前には想像できなかつたほどたくましく見えます。

▼それだけにうわべだけのいたわりや老人あつかいはやめて、おとしよりの心を理解し、日ごろから一家の老人に対する愛情、尊敬を忘れないようにいたしましょう。

○ (1)をふくむたあぶ ○

結核健康診断を受けよう

該当者 市内に居住する小学校1年以上の人で、つぎの(イ)に該当する人を除く全員。

(イ)小学校、中学校、高等学校その他修学年限1年以上の学校に在学中の学生。(ロ)各職場で毎年事業主が実施する検診を受ける人はこの検診を受ける必要はありません。

料金 いりません。

なお、結核検診は、健康であるなしにかかわらず、毎年受けなければならないことに法律でも定められています。

ボタンやホックのない下着であればそのまま受けられます。近くの会場で気軽に受けてください。時間はかかりません。どうしても受診できない人は市役所衛生課か出張所へご連絡ください。

月日	実施場所	時間
9月19日	杭出津住宅事務所前	9.00~10.30
	水田二区 公民館	11.00~12.30
	水田一区 "	14.00~15.00
20日	諏訪一区田中商店前	9.00~10.30
	諏訪 公民館	11.00~12.30
	雄ヶ原 公民館	14.00~15.00
21日	熊野神社鳥居横	9.30~10.30
	館ノ川 入口	11.00~12.00
	荒瀬 公民館	13.00~14.00
22日	大村市事業課	9.30~11.00
	池田 公民館	11.30~12.30
	池田住宅 公民館	14.00~15.30

※受診もれの方、保健所周辺の方は、9月中の毎週土曜日の午前9時より11時までに大村保健所で受診してください。

※26日以降は次号でお知らせします。



酷暑よさらば……

暑さにしぼられた

夏もさり……

秋がきた。

さあ 体力をとりの

どそう。

あかちゃん健康相談
乳児の健康相談をつぎのとおり行ないます。

目的 (1)小児科の専門医が、家庭で気づかれない病気の発見をします。
(2)疾患児には、療養の指導を行ないます。
(3)適切な育児方法の指導を行ないます。
(4)優秀な赤ちゃんや育児の努力が著るしいお母さんの表彰を行ないます。

相談医 開業医の田川先生、国立病院の田崎先生

受付時間

一時から二時まで

実施日	場 所
9月19日	市役所 公民館
20日	竹松本町 公民館
21日	諏訪 公民館
22日	三浦 幼稚園

※他の地区の日程は次の市政だよりでお知らせします

バイクの標識を取替え
原動機付自転車(バイク)の標識をつぎの日程で一斉に取り替えますので、135CC以下のバイクを持っていらっしゃる方はもれなくもよりの場所でお取り替えてください。

屋外広告物のコンクリの締切りは九月二十九日です。くわしいことは市の土木課へ。

市立病院の出口先生の、いづれかが担当します。

該当児 昭和四十年八月一日から昭和四十一年六月三十日まで生れたもの、および疾患で診察を希望する六才未満の幼児

検診時間 一時から三時三十分まで

なお、料金は無料ですが、母子手帳を必ず持参してください。

また、九月の各地区における定例母子検診はこの乳児健康相談を行なうため中止します。

月日	取替場所
9月20日	三浦出所
21日	鈴田重出所
22日	福原出所
24日	萱竹出所
26日	"

※時間はいずれも午前9時から午後4時までです。

なくもよりの場所でお取り替えてください。

自動車・バイクに乗る人は必ず講習をうけましょう

秋の全国交通安全運動が十月十一日から十日間行なわれます。

お互が注意しあって、交通事故のない明るい大村市を築きましょう。

また、つぎの日程で交通法規の講習会を行ないますので、必ず出席してください。

実施日	場 所
9月21日	吳天神 社会館
22日	鈴田分校 体育館
24日	福重 小学校
26日	三浦 分校
30日	萱瀬 公民館

※時間はそれぞれ午後7時30分からです。なお、10月1日以降の日程は次号の市政だよりでお知らせ

原付バイクは

保険なしでは走れません

によって損害を受けた場合は、政府の保障事業による救済を受けることができます。

十月から原動機付自転車は保険に加入していませんと運転することができないようになります。これに違反したときは、六カ月以下の懲役、または五万円以下の罰金に処せられます。

これは近年、自動車損害賠償保障法の対象外であった原動機付自転車による事故の被害者が増大しているため、これらの被害者に対しても、自動車

④保険金支払限度額は、死亡Ⅱ百五十万円、死亡に至るまでの傷害Ⅱ五十万円、傷害Ⅱ五十万円、後遺傷害Ⅱ七十万円から百五十万円となっています。この限度額はすでに締結されている契約についても適用されます。

③原動機付自転車にひき逃げされた場合、または無保険の原動機付自転車

電気が消えたら リミッターを 見ましょう

メーターがついているほとんどの家庭には、契約電流にあったリミッター(電流制限器)がついています。リミッターは契約している電流を超える電気が流れると、自動的にスイッチが切れるしくみになっています。例えば10アンペア契約の家庭で、電燈3コ(80ワット2個、40ワット1個)、テレビ(150ワット)、冷蔵庫(150ワット)、電気釜(600ワット)、ポット(400ワット)を一度に使おうと15アンペア(1,500ワット)が流れますのでリミッターのスイッチは切れてしまいます。

こんな場合は電気釜を少し早めにかかるとかポットやテレビの使用をずらすなど、同時に使用する電気の容量が1キロワット以上にならないようからリミッターのスイッチを入れると再び電気はつくようになります。

「さし絵は鶴田先生の書かれた中岳合戦の図」



史跡めぐり

16

中岳の合戦 ②

包囲された主君の身危しと見た旗本の武士らは血路を開きかろうじて純伊公を救い出し、追いくる敵を討ちとり討ち払い、郡川を渡って椎場に退き郡岳の山中にのくれた。その時、豪勇の武士今道純利は敵の目をくらますため、大手門より走り出で、大音声で「大村純伊、親族の逆心によってここに討死を遂ぐるなり、首とって貴純(敵将)に見せよ。」と太刀を振って縦横無尽に斬払い、城内に引揚げて火を放ち腹かっさって純伊公の身代りとなり壮烈なる最期をとげた。郡岳に落ちのびた純伊公に従う者は数騎にすぎず、夜に乗じて松原の宿に出た。八幡の別当伊東某は主君の為に何くれと心をつくし、夜の明けぬうちに船を用意し、米、みそ、塩などを積んで船出した。此の時純伊公が与えられたという「あぶみ」が今も松原一ノ郷の伊東家に渡り潜住した。

〔さし絵は鶴田先生の書かれた中岳合戦の図〕